

鎌倉市農業委員会 令和 5 年度 第 9 回総会 次第	
日 時	令和 5 年 (2023 年) 12 月 26 日 (火) 15 時 30 分開会
場 所	鎌倉市役所 本庁舎 4 階 402 会議室
委員名	1 番 関根豊、2 番 石原秀雄、5 番 小川和己、 8 番 二之宮智和、9 番 三橋猛、10 番 飯田亜希子、 11 番 郷原均、12 番 市川幸子、13 番 平井保男 以上 9 名
事務局出席者	太田事務局長、飯田事務局長補佐、神保主事、伊沢事務職員、 大森事務職員
欠席委員	3 番 飯田正実、4 番 小泉紀久夫、6 番 落合るみこ、 7 番 和田雅裕
議長(平井会長)	欠席の届出があるようですので、事務局より報告をお願いいたします。
事務局(太田局長)	議長。3 番 飯田正実委員、4 番 小泉委員、6 番 落合委員、 7 番 和田委員、から所用のため、欠席する旨の届出がありましたので報告します。
議長(平井会長)	次に、本日の議事録署名委員と、現況証明委員を指名いたします。 議事録署名委員については、10 番 飯田亜希子委員、 12 番 市川委員にお願いします。 次回の現況証明委員については、9 番 三橋委員、 10 番 飯田亜希子委員にお願いします。
議長(平井会長)	次に、日程 第 1、報告 第 20 号、農地法 第 4 条 第 1 項 第 7 号の 規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告に ついて、1 件、報告いたします。 事務局から報告をお願いします。
事務局(飯田補佐)	議長。日程第 1、報告第 20 号、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定 による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分について、着席 してご報告します。 本報告は、土地所有者が農地を転用する際に行う農地法第 4 条の 届出について、11 月 13 日から 12 月 8 日までに受理し、処理した案件 について報告するものです。 資料につきましては、送付資料の 1 ～ 2 ページをご覧ください。 それでは、報告に移ります。 1 ページの番号 1 と、2 ページの整理番号 1 の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和 5 年 12 月 21 日に資材置場へ転用のため、令和 5 年 12 月 14 日に専決処分いたしました。 以上 1 件、賃貸借関係はありません。 以上で報告を終わります。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
郷原委員	ここは生産緑地ではないですか。

事務局(飯田補佐)	こちらは生産緑地ではありません。
議長(平井会長)	ほかに、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(平井会長)	次に、日程 第2、報告 第21号、農地法 第5条 第1項 第6号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、6件、報告いたします。 事務局から報告をお願いします。
事務局(飯田補佐)	議長。日程第2、報告第21号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分について、着席してご報告します。 本報告は、土地の売買や、賃借を伴う農地転用の際に行う農地法第5条の届出について、11月13日から12月8日までに受理し、処理した案件について報告するものです。 資料につきましては、送付資料の3～10ページをご覧ください。 それでは、報告に移ります。 3ページの番号1と、5ページの整理番号1の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和5年12月15日に専用住宅へ転用のため、令和5年11月28日に専決処分いたしました。 続きまして、3ページの番号2と、6ページの整理番号2の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和5年12月12日に専用住宅へ転用のため、令和5年12月4日に専決処分いたしました。 続きまして、3ページの番号3と、7ページの整理番号3の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和5年12月12日に専用住宅へ転用のため、令和5年12月4日に専決処分いたしました。 続きまして、4ページの番号4と、8ページの整理番号4の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和10年4月1日に駐車場へ転用のため、令和5年12月6日に専決処分いたしました。 続きまして、4ページの番号5と、9ページの整理番号5の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和6年1月9日に専用住宅へ転用のため、令和5年12月13日に専決処分いたしました。

	続きまして、4 ページの番号 6 と、10 ページの整理番号 6 の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和 6 年 1 月 16 日に共同住宅へ転用のため、令和 5 年 12 月 13 日に専決処分いたしました。 以上 6 件、賃貸借関係はありません。 以上で報告を終わります。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご質問が 無いよう ですので、次に 移らせて いただきます。
議長(平井会長)	次に、日程 第 3、議案 第 22 号、農地法第 3 条第 1 項目的の買受適格証明について、上程いたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局(飯田補佐)	議長。日程 第 3、議案第 22 号、農地法第 3 条第 1 項目的の買受適格証明について、ご説明いたします。 お手元の送付資料 11 ページの議案書、12～18 ページの議案第 22 号参考資料①～⑥をご覧ください。本件は、願出人である ■■■■■ 氏が東京国税局実施による差押財産の期間入札に参加するにあたり、入札の参加条件として買受適格証明書の提出が必要であり、その条件として農地法第 3 条の許可を受けられる者であるため、願出があったものです。 買受適格証明については、買受の目的を明確にする必要があるため、証明願が提出されるにあたり、合わせて農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請書が提出されました。 ■■■■■氏は、本人 1 人で農業に従事しています。 耕作面積については、送付資料 15 ページの議案第 22 号参考資料④「耕作証明願」のとおり、■■■■■市で 1,147 m²の畑の借入地を耕作しています。 年間の従事日数は、250 日となっています。 農地取得の目的は、農業経営の規模拡大です。 自宅から申請地までの通作距離は約 13.3 k m で、車で約 25 分程度の距離であり、取得後の農地すべてを耕作できると認められます。 また、農薬の使用方法は周辺農地の利用状況に合わせ、資材等の飛散による周囲の影響はないことを確認しています。 このほか、近隣に住宅地はないため、日照条件で周辺に悪影響を及ぼすことも心配ないと思われます。 続いて、送付資料 17 ページの議案第 22 号参考資料⑤「青年等就農計画認定書」をご覧ください。 ■■■■■氏は■■■■■市にて令和 5 年 11 月 1 日に青年等就農計画の認定を受けた新規就農者になります。

	続いて、送付資料 14 ページにお戻りいただき議案第 22 号参考資料③「営農計画書」をご覧ください。 営農計画書には「申請地の取得後 3 年間の作付予定」と「現在の営農計画書」、「これからの営農計画」などを記載していますので、農業者の観点から、営農計画書をご覧ください、問題点があればこの場でご指摘いただければと思います。 なお、当該地が鎌倉市内にあるため、落札した場合、農地法第 3 条第 1 項の許可権者は当農業委員会となり、落札者は農地法 3 条の許可申請を提出する必要があるため、3 条許可申請書類の修正点は提出時に直してもらうことになります。 これらの事由から、農地法第 3 条の許可条件を満たしていると考えられますが、本議案についてご審議いただき、了承いただければ、申請者に買受適格証明書を交付しようとするものです。 以上で、説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の二之宮委員から補足説明をお願いします。
二之宮委員	議長。8 番。 12月14日(木)午前10時より、平井会長、現況証明委員の和田委員と共に、現地調査を行いましたので、報告します。 ■■■■■にある■■■■■氏の農地の耕作状況を確認したところ、現在は、借入地の一部でたまねぎ、にんじん、小麦、ほうれん草、そら豆などの作付けが行われており、耕作状況は特段の問題はないものと思われます。 以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います が、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案 第 22 号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(太田局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第22号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程 第 4、議案 第23号、農地法第 3 条第 1 項目的の買受適格証明について、上程いたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局(飯田補佐)	議長。日程 第 4、議案第23号、農地法第 3 条第 1 項目的の買受適格証明について、ご説明いたします。 お手元の送付資料 19 ページの議案書、20～24 ページの議案第 23 号参考資料①～⑤をご覧ください。 本件は、願出人である■■■■■ ■■■■■

	■■■■氏が東京国税局実施による差押財産の期間入札に参加するにあたり、入札の参加条件として買受適格証明書の提出が必要であり、その条件として農地法第3条の許可を受けられる者であるため、願出があったものです。 買受適格証明については、買受の目的を明確にする必要があるため、証明願が提出されるにあたり、合わせて農地法第3条第1項の規定による許可申請書が提出されました。 ■■■■氏は、本人と妻の2人で農業に従事しています。 耕作面積については、■■■■で所有地 542 m²、借入地 3,840 m²の畑及び樹園地で耕作しています。 年間の従事日数は、本人 250 日、妻 100 日となっています。 農地取得の目的は、農業経営の規模拡大です。 自宅から申請地までの通作距離は約 7.6 k m で、車で約 20 分程度の距離であり、取得後の農地すべてを耕作できると認められます。 また、送付資料 22 ページの議案第 23 号参考資料③には、白抜きで示した箇所が今回取得しようとする農地で、斜線地は現在耕作している農地となっています。 当該地は■■■■氏の■■■■であり、耕作について大きな支障は発生しないこと、また、農資材については固定を入念に行い、部品飛散の対応を行うことを確認しています。 このほか、近隣に住宅地はないため、日照条件で周辺に悪影響を及ぼすことも心配ないと思われます。 続いて、送付資料 24 ページの議案第 23 号参考資料⑤「営農計画書」をご覧ください。 営農計画書には「申請地の取得後 3 年間の作付予定」と「現在の営農計画書」、「これからの営農計画」などを記載していますので、農業者の観点から、営農計画書をご覧いただき、問題点があればこの場でご指摘いただければと思います。 なお、当該地が鎌倉市内にあるため、落札した場合、農地法第3条第1項の許可権者は当農業委員会となり、落札者は農地法3条の許可申請を提出する必要があるため、3条許可申請書類の修正点は提出時に直してもらうことになります。 これらの事由から、農地法第3条の許可条件を満たしていると考えられますが、本議案についてご審議いただき、了承いただければ、申請者に買受適格証明書を交付しようとするものです。 以上で、説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の二之宮委員から補足説明をお願いします。
二之宮委員	議長。8 番。 ■■■■にある■■■■氏の農地の耕作状況については、現在、ブドウの作付けが行われており、耕作状況は特段の問題はな

	いものと思われます。 以上です。
議長(平井会長)	■■■■氏の畑については、今年度に入って他の議案で審議する際にも現地確認しており、特段の問題はないものと考えていますが、何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います が、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案 第 23 号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(太田局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第23号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程 第 5、議案 第24号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について（一括方式）上程いたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局(飯田補佐)	議長。日程 第 5、議案第24号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。 お手元の送付資料 25 ページの議案書、26 ページの議案第 24 号参考資料をご覧ください。 本件は、記載の内容について、市長から農業経営基盤強化促進法に基づき、農用地利用集積計画の決定を求められているものです。 本件は、土地所有者から農業会議へ農地を貸し出し、農業会議から■■■■氏に農地を貸し出すものです。 参考資料の白抜き太枠内の土地が本件の対象地で、斜線地は現在、■■■■氏が耕作している土地です。 農業会議から■■■■氏への貸し借りについては、旧農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の 2 第 3 項に基づく神奈川県知事の同意を得ており、その後農業会議の同意を経て市にその旨通知があったため、一連の貸し借りを本利用集積計画にて一括でお諮りしています。 期間は令和 6 年 1 月 1 日から令和 10 年 12 月 31 日までの 5 年間で、賃貸借により耕作するものです。賃借料は、2 筆を合わせて年間 18,200 円となっています。■■■■氏の農作業従事見込み日数は年 300 日、1 名で営農するとのことです。 以上で説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の二之宮委員から補足説明をお願いします。
二之宮委員	議長。8 番。 12月14日（木）午前10時より、平井会長、現況証明委員の

	和田委員と共に、現地 調査を行いましたので、報告します。 対象地の現在の状況を確認したところ、ジャガイモ、水菜、里芋等が作付けされておりした。 今後も地域との調和を図り、効率的で安定的な農業経営に 支障を及ぼさないと判断されるため、特段の問題はないものと思われます。 以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います。ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第 24 号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(太田局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第24号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程 第 6、議案 第25号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について（一括方式） 上程いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局(飯田補佐)	議長。日程 第 6、議案第25号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。 お手元の送付資料 27 ページの議案書、28 ページの議案第 25 号参考資料をご覧ください。本件は、記載の内容について、市長から農業経営基盤強化促進法に基づき、農用地利用集積計画の決定を求められているものです。 本件は、土地所有者から農業会議へ農地を貸し出し、農業会議から第 24 号と同様に、 氏に農地を貸し出すものです。 参考資料の白抜き太枠内の土地が本件の対象地で、斜線地は現在、 氏が耕作している土地です。 農業会議から 氏への貸し借りについては、旧農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の 2 第 3 項に基づく神奈川県知事の同意を得ており、その後農業会議の同意を経て市にその旨通知があったため、一連の貸し借りを本利用集積計画にて一括でお諮りしています。 期間は令和 6 年 1 月 1 日から令和 10 年 12 月 31 日までの 5 年間で、賃貸借により耕作するものです。賃借料は、2 筆を合わせて年間 26,800 円となっています。 氏の農作業従事見込み日数は年 300 日、1 名で営農するとのことです。 以上で説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の二之宮委員から補足説明をお願いします。

二之宮委員	議長。8 番。 12月14日（木）午前10時より、平井会長、現況証明委員の和田委員と共に、現地 調査を行いましたので、報告します。 対象地の現在の状況を確認したところ、ジャガイモ、ニンニク、ニンジン等が作付けされておりした。 今後も 地域との調和を図り、効率的で 安定的な 農業経営に支障を及ぼさないと 判断されるため、特段の問題は ないものと思われます。 以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第 25 号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(太田局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第25号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程第7、その他、諸般の報告について、4件、報告いたします。 事務局から報告をお願いします。
事務局(飯田補佐)	議長。日程 第4、その他、諸般の報告について、4件、着席して、報告いたします。 諸般の報告1、令和5年度鎌倉市農産物品評会特別賞受賞者について、報告いたします。資料の配付はございません。 11月25日（土）に浄化センターにて農産物品評会を行い、同日行われた審査会での審査を経て鎌倉市農業委員会会長賞につきましては、受賞者は「鳶村 一氏」に決定しました。 受賞品目は「(キュウリの)漬物類」です。 受賞者に対しては、11月26日（日）に実施した優良農業者・漁業者表彰式及び農産物品評会受賞者表彰式にて表彰を行いました。 次に、諸般の報告2、遊休農地解消対策実践活動について、ご報告します。 11月26日の「収穫まつり」では関谷の圃場で収穫したジャガイモを1袋500g100円で販売し、用意した161袋全て完売となりました。収穫まつりでの売り上げ16,100円は今後の活動資金として協議会の収入とさせていただきます。 また、12月6日（水）に関谷の圃場にて玉ねぎ及びジャンボニンニクの作付けを三菱電機株式会社と協働で行いました。作業に御協力いただいた皆様、ありがとうございました。 なお、1月の活動につきましては、実践活動は特段行うべき作業

	がないため中止とします。 次回は2月8日(木)を予定しておりますが、圃場の状況を確認の上、次回の1月24日(水)の総会時に実践活動の実施の有無について連絡させていただきます。 次に、諸般の報告3、農地パトロールの結果報告について、報告いたします。 農地パトロール実施計画に基づき、農業振興地域内における農地法違反地の現在の状況を確認するため、農地パトロールを11月28日(火)に農業委員3名、農業委員会事務局2名、開発審査課2名、都市調整課1名、横須賀三浦地域県政総合センター職員1名の合計9名で実施しました。 違反地については、「諸般の報告3参考資料」のとおりです。 ①の[]の違反地については、現在是正に向け作業を行っておりますが、現在は[]の社長から現地への立ち入り及び写真撮影を拒絶されている状況であり、詳細な確認はできていない状況です。 ②[]及び③[]所有地について、特段前回のパトロールから現状の変化は見られませんでした。 今回の農地パトロールは、令和6年3月頃を予定しております。対象の委員は7番 和田委員、8番 二之宮委員、9番 三橋委員です。日程につきましては、後日調整させていただきますので、よろしくお願いいたします。 次に、諸般の報告4、1月総会の日程について、報告いたします。次回は、1月24日(水)午後3時30分から、会場は鎌倉市役所本庁舎2階 201会議室になります。 諸般の報告は、以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問は ございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、以上をもちまして、令和5年度 第9回 総会を閉会 いたします。 ありがとうございました。
会 長	平井 保男
議事録署名委員 10 番	飯田 亜希子
議事録署名委員 12 番	市川 幸子